

消費者支援機構福岡発 2015-182 号
2015 年 9 月 28 日

株式会社カプコン

代表取締役社長 辻本 春弘 様

適 格 消 費 者 団 体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理 事 長 朝 見 行 弘
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前一丁目 5 番 1 号博多大博通ビルディング 8 階
(本件に関するお問い合わせ先) 担当者 司法書士 稲毛 翔平
TEL 092-517-4289 / FAX 092-215-1202

申入れ活動終了のご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当機構からの 2015 年 5 月 1 日付「鬼武者 S o u l 利用規約に関する申入書」に対し、貴社から、2015 年 6 月 5 日付文書にて、対象となった条項の一部を変更する旨の回答をいただきました。また、本日現在の鬼武者 S o u l 利用規約を確認し、上記回答の通りに規約が変更されていることを確認いたしました。

これにより、鬼武者 S o u l 利用規約については、一定程度改善がなされたものと判断し、当機構から、貴社に対する同規約に対する申入れ活動を終了させていただくこととしましたので、ご通知いたします。

今後も当機構では、消費者の権利確立をめざし、消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うと共に、事業者の、消費者に対する不当な勧誘行為や、不当契約条項の使用中止の申入れ活動を行っていく所存でございますので、貴社におかれましては、引き続き当機構の活動にご理解とご協力をいただければ幸いです。

なお、本通知は当機構の貴社に対する鬼武者 S o u l 利用規約に関する申入れ活動を終了するご連絡であり、鬼武者 S o u l 利用規約が消費者契約法その他法令に反しない正当なものであることを認める趣旨ではありませんので、その点ご注意ください。

敬具